

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五城目町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

五城目町長

## 公表日

令和1年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を、法定受託事務として行っている。</li><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 (免除業務)<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。</li><li>・国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</li></ul>(給付業務)<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</li><li>・国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</li><li>・年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</li></ul></li></ul>
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項</li></ul></li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)<ul style="list-style-type: none"><li>・別表第一省令第24条の2</li></ul></li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五城目町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1 問い合わせ先電話番号 018-852-5100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五城目町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1 問い合わせ先電話番号 018-852-5100

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



